

平成22年8月11日

各 位

上場会社名 **ダイトーケミックス株式会社**
代 表 者 代表取締役 執行役員社長 二宮 榮規
(コード番号4366 大証第2部)
問合せ先 取締役 執行役員管理部長 永松 真一
TEL(06)6911-9310 (代表)

当社関係訴訟の判決に関するお知らせ

当社が補助参加をしていた船舶火災に関係する損害賠償請求訴訟等について、平成22年7月27日付で、東京地方裁判所より判決の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

平成16年10月に、当社製品を積載し地中海を航行していた船舶に火災が起こり、積荷や船体に損害が発生いたしました。当該船舶で輸送されていた他の貨物の荷主を保険代位した保険会社と船会社等（以下「原告ら」といいます）が、当社が国内で製造・販売した製品を海外に輸出した商社を被告として、平成17年10月から平成20年2月までに計5件、請求総額約12億円の損害賠償請求訴訟等（以下「被告商社訴訟」といいます）を、東京地方裁判所に提起し、当社も補助参加して審理され、平成21年12月22日に結審していたものです。

なお、原告らは、平成19年9月から平成20年2月までに、同様の訴訟を別訴で、その製品の製造者である当社を被告とし、東京地方裁判所に提起しており、現在審理が続いております。

2. 被告商社訴訟の判決があった裁判所および期日

東京地方裁判所 平成22年7月27日

3. 判決の概要

判決主文は次のとおりです。

- (1)原告らの請求をいずれも棄却する。
- (2)訴訟費用（補助参加によって生じた費用を含む。）は、原告らの負担とする。

4. 今後の見通し

原告らは、当該被告商社訴訟の当該判決を不服として、8月10日までに東京高等裁判所に控訴した模様であります。

また、上述のとおり当社を被告とする裁判が別訴において係属中でもあるため、それらを通じて、本件船舶火災の事実関係および法律関係を明らかにするとともに、当社独自の立場をも主張していきたいと考えております。

なお、今後の訴訟の推移によっては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点でその影響は不明です。

以上